

日時・場所	平成30年12月10日（月） 13時00分～ 応接室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、小山総務部長、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 議会対応ご苦労様でした。報道で知っていることと思うが、庁舎内のトイレにカメラが設置してあるのが発見された。また、職員への公務執行妨害未遂で市民が逮捕されたと本日報告を受けた。平和なまちだが、ざわついており、精神的にもいろいろ影響がある。落ち着いて、従前どおり安定したまちづくりを進めてほしい。
- ・ 入管法が改正された。国政ではあるが、外国の方が来られて住むのはまちであり、全国の自治体は何らかの対応が必要である。単純に人手不足の解消というが、それでいいのか。メリットも当然あるが、そのためのコストも当然必要となるが議論されていない。報道でも外国の人が多いまちは今でも大変であると言っている。いずれにしても大きな影響がある。頭に入れてそれなりの対応を練っておいてほしい。
- ・ 先週金曜日に、市民病院整備に関して市民団体が訴訟を起こされた。新聞には掲載されていたが訴状が来ておらず、どうなるか分からないものの、今後病院整備をどうしていくかにかなり大きな影響があると思われる。本来まちづくりは市民の代表である議会が決定して進める。市長部局には提案権はあるが決定権はなく、決めるのは議会しかない。今の病院問題が裁判対象になるなら、意思決定できる主体が司法という形でもう一つ増えることとなる。これまででもかなり大変な中、職員や関係者は協力して病院事業を進めてきたが、本当に訴訟対象となるならそこにも配慮しないと進められない。しかし、司法とは議会での議論や市民懇談会のようなコミュニケーションを図れない。一般に思われているよりも大きな影響が出る。公共事業の差し止めの裁判は他にもあるが、道路・駅・ダム等ハード整備が対象であり、病院整備のような人の採用や経営の要素に関わるものについてはあまりされていない。訴訟になり裁判になるのであれば、病院事業は当事者含めてかなりの影響が想定される。危機認識を共有してほしい。

2. 報告事項

① 平成29年度決算統一的な基準による財務書類について

[所管:政策調整部]

統一的な基準による財務書類については平成28年度決算から導入しており、平成29年度決算に係る書類をまとめたので報告を行う。下水道事業会計、病院事業会計が、平成29年度決算から追加となっている。

→状況としてはどう解釈できるか。

→単年度の特異要因の影響が大きく、これを持って判断することはできない。現状では参考程度とし、経年の変化や他市の状況等を観察する必要がある。参考にはなるが、これを持って政策決定や都市経営を行うものではない。サービスしなかったらお金の入らない企業と自治体は違うが、そこが踏まえられていない。黄信号は点っていない状態である。

② 「第2次野洲市総合計画」の策定について

[所管:政策調整部]

平成24年度からの9年間を計画期間とする「第1次野洲市総合計画-改訂版-」に基づくまちづくりをすすめてきたが、この計画は平成32年度（2020年度）をもって計画期間が終了する。

昨今のめまぐるしく変化する社会情勢を踏まえ、野洲市が将来に向かって発展していくために、これまで以上に長期的なまちづくりの視点に立った計画的かつ効率的な行政運営を行うと共に、市が目指すまちの将来像を市民と共有することを目的として第2次野洲市総合計画を策定する。今年度は滋賀大学に委託し、基礎調査や市民意向調査を予定している。現行計画の評価や次期計画に向けた課題整理等について各所属に協力願う。

③ 野洲市公共施設のあり方（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施について

[所管:政策調整部]

市では、平成29年3月に策定した野洲市公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設の保全計画や長寿命計画などの策定に向け、各施設の中長期的な更新・統廃合・長寿命化などのあり方を定めた「野洲市公共施設のあり方」（案）をまとめたので、野洲市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、意見募集を実施する。

④ ネーミングライツの導入について

[所管:政策調整部]

前回の部長会議で報告を行った際に、提案者の発見貢献について評価すべきではないという意見を頂い

たので、再度検討を行った。公平性、透明性を保つためには公募の手法が効率的であり、発見貢献の評価については、公募の際の審査項目で点数を10点付与することで行う。提案料金では1.5倍の料金差が10点に値する。

→1.5倍は逆に大きすぎないか。市民のためには財源を確保し還元することも必要であり、3割くらいが適当ではないか。

→3割程度となるよう点数を再度調整する。

⑤ 全員協議会への提出事項について

[所管:総務部]

報告事項11件、会議結果報告事項1件、連絡事項4件を全員協議会に提出する。

3. 協議事項

① 野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

[所管:都市建設部]

市街化調整区域における既存集落においては、人口減少や少子高齢化により集落の活力が低下し、空洞化を招き、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されており、また空家・空地等への対策を図るため、本市における市街化調整区域における自己用住宅の建築に対する制限の一部の緩和を検討している。市街化区域と市街化調整区域に線引きされる以前から「宅地」として利用されている土地又は建築確認を受け適法に建築された住宅が過去10年間存している、又は存していた土地における自己用住宅の建築について、許可基準を追加する予定であり、平成30年12月21日（金）～平成31年1月9日（水）において、パブリックコメントを実施する。

→屋敷畑として宅地課税されている土地が登記上畑となっている例もあり、農地転用制度との調整をしておく必要がある。

4. その他伝達事項

- 先週の金曜日に別館2階の女子トイレで小型カメラが発見された。総務課から守山警察に通報し、現場検証が行われた。現在のところ具体的な被害は確認できていないが、被害届を提出した。事情聴取等が必要な際は協力をお願いする。（総務部）
- 社会福祉課職員に対する公務執行妨害で70代の市民が逮捕された。9月21日午前10時20分頃に訪問したところ、棒状の物で殴りかかった件で本日逮捕となった。（市民部）
- 山岳遭難事故について報告する。昨日の11時8分に登山者が、三上山登山口から200m程度進行したところで滑落している方を発見した。12時半に防災ヘリにて無事救助された。（市民部）
- 12月17日（月）午後市民病院整備事業特別委員会を開催する。病院の進捗状況と時点修正を行った最新の収支計画について報告を行う。同日15時15分から都市基盤整備特別委員会を開催する。都市計画税の検討内容について報告後、三上工業団地の今後の進め方について報告を行う。（政策調整部）
- 議会の会派別要望に対する回答について、各部部長に依頼している。12月14日（金）締め切りであるため、所定のフォルダまで提出願う。（政策調整部）
- 平成28年度～32年度の5ヵ年計画である教育振興計画について、中間見直しを行っている。時点修正程度の軽微な内容変更であるためパブリックコメントは実施しない。（教育委員会）
- 12月17日（月）11時から市議会議員の議員資格決定審査に関する弁護士への調査業務についての住民監査請求の意見陳述が開催される。同日午後から監査を受けることとなっている。（議会事務局）
- 掲示板に掲載している「訃報について」は、掲載する根拠がないことから、1月からは職員本人以外は掲載しないこととする。（総務部）

5. 次回部長会議の予定

12月17日（月） 8時45分～ 庁議室